# 平成 28 年度岩倉市いじめ問題対策連絡協議会議事録

- 1 日時 平成 29 年 2 月 9 日 (木) 午後 2 時~
- 2 場所 岩倉市役所 第2委員会室

# 3 出席者

五条川小学校長	戸田	清徳
南部中学校長	高橋	宏滋
岩倉北小学校PTA会長	若園	欽正
岩倉中学校PTA会長	成瀬	匡樹
人権擁護委員	鵜飼	洋子
主任児童委員	伊藤	順子
江南警察署生活安全課長	松井	淳司
健康福祉部福祉課長	丹羽	至
名古屋法務局一宮支局長	石田	久隆

# (欠席者)

一宮児童相談センター長 山村 孝幸

# (事務局)

教育長	長屋	勝彦
教育こども未来部長	長谷月	川忍
学校教育課長	石川	文子
管理指導主事	有尾	幸市
指導主事	渡辺	まゆみ
学校教育グループ長	佐野	亜矢
学校教育グループ	飯田	達史

# (傍聴者)

1名

# 4 会議内容

# 午後2時 開会

# (開会)

# 〇事務局

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、これより第1回岩倉市いじめ問題対策連絡協議会を 開会させていただきます。 委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。 また、委員をお引き受けくださいまして、ありがとうございます。

本日、進行を務めさせていただきます、学校教育課長の石川でございます。よろしくお願いいた します。それでは、本日の会議は、お手元に配布させていただいています次第に沿って進めてまい ります。

### (配布資料の確認)

## (委嘱状の交付)

#### 〇事務局

続きまして、岩倉市教育委員会教育長 長屋勝彦よりごあいさつを申し上げます。

# (教育長あいさつ)

#### 〇教育長

こんにちは。本日は大変お足元の悪い中、岩倉市いじめ問題対策連絡協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

さて、昨今ですがご存知のとおりいじめ問題が大きな社会問題となっています。それと共にこのいじめ問題の防止対策をどうしていくかということも喫緊の課題となっております。子どもたちが嫌な思いをしないように、子どもたちが健やかに育っていくように、そんな思いで常日頃から子どもたちと対応しているのですが、見えないところで嫌な思いをしたり、あるいはつらい思いをしたりしている子もいるのが現実かと思います。そうした中、岩倉市では国のいじめ防止対策推進法を踏まえながら、12月に岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定しました。この条例に基づき施策を行いながら、少しでも子どもたちのいじめ防止に役立てればと思っています。

今回、皆様もそのメンバーに加わっていただき、これからの岩倉市のいじめ対策について、ご助言等をいただきたく、このたび第1回協議会を開催させていただきました。大変お忙しい皆様ばかりですが、何卒ご意見を聞かせていただきますようどうぞよろしくお願いします。

#### (委員自己紹介)

### (事務局自己紹介)

### (会長の選任)

# ○事務局

岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選によることとされていますことから、委員の皆様からどなたかご推薦いただけませんでしょうか。

ご意見もございませんので、事務局からご提案をさせて頂くこととしてよろしいですか。

(異議なしとの声あり)

それでは、事務局からご提案させていただきます。

会長には、岩倉市校長会長である五条川小学校長の戸田清徳委員を事務局案として、ご提案させていただきます。ご異議がなければ、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手)

ありがとうございました。

それでは、戸田委員には、会長席に移動をお願いします。ここで戸田会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

# (会長あいさつ)

## 〇会長

五条川小学校の戸田と申します。よろしくお願いいたします。

いじめ問題につきましては、毎年、文部科学省から学校に調査依頼があり、その結果から、全国 的にいじめが増えているのは間違いないようです。特に小学校では中学校の約1.5倍の認知件数 が報告されています。

最近のニュースで、福島県の避難者に対するいじめ問題が報道されています。ばい菌扱いされた とか、お金を取られたといった内容です。震災の際、日本人は世界に誇るべき良い姿を見せたにも 関わらず、そのようないじめが後から起きているということは本当に情けなく残念に思いました。

岩倉市でもそうした事案がいつ起きるかわかりません。小さな問題は、小学校や中学校で毎年のように起きています。

本日は、それぞれのお立場の皆様から忌憚無いご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

#### 〇事務局

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題の(1)より、戸田会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 〇会長

それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。

本日が、初会合でございますので、本委員会の運営について、確認しておきたいと思います。事 務局より説明をお願いします。

### 〇事務局

本日の協議会は、原則として公開としており、傍聴人および報道機関への公開についてご了承いただきますようお願いいたします。また、議事録については、署名人を置かず、要点整理で行うこととしてよろしいでしょうか。議事録は、作成できた段階で委員の皆様に送付させていただきます。 発言内容をご確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。了承が得られたものを議事録として確定し、市のホームページで公表することといたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

# 〇会長

それでは、議題(1)岩倉市いじめ問題対策連絡協議会について、 事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、平成26年9月には愛知県いじめ防止基本方針が示されました。これを受けて本市でも平成27年度から岩倉市いじめ防止基本方針の策定に向けてスタートしました。策定には市民意見も募集しながら、平成28年11月に完成しています。本協議会については、資料3の5ページと6ページに記載があります。本協議会は、岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき設置されており、役割としては、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進、関係機関及び団体相互の連絡調整となっておりますが、その他、いじめの防止等に関する取組がこの岩倉市いじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかの点検等を行っていただく役割も担っていただくことになります。

委員の皆様には、いじめの発生の未然防止に関する対策の充実を図るため、いじめに関する情報 提供や関係機関同士連携して実施できる取組などについて、積極的なご提案をいただきたいと思い ます。この協議会は今後、年2回程度の開催を予定しておりますのでどうぞよろしくお願いいたし ます。

市では、この連絡協議会の他に岩倉市いじめ問題専門委員会という教育委員会の附属機関を設置しています。この委員会は、大学教授、弁護士、医師、臨床心理士等で構成されています。実際に学校で発生した事例などを検証し、再発防止に向けての改善策について、ご意見やご助言をいただくものです。こちらも通常、年2回の開催を基本としていますが、重大事案の発生時や、専門委員会の開催が望ましいと判断した場合には開催することになります。

専門委員会は、調査事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者等で構成し、公平性・中立性な立場から専門知識を活かした調査を行うことになります。なお、重大事態にあたる場合とは、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるような場合です。

さらに、市長は、この専門委員会の調査の結果について報告を受けた場合、必要があると認めるときは、岩倉市いじめ問題調査委員会を設置して、調査の結果について調査を行うこととしています。方針の9ページに体制図を掲載しておりますのでご参照ください。対策連絡協議会についての説明は以上となります。

#### 〇石田委員

私は法務局職員として各市町村の会議に出席しておりますので、少しお話をさせていただきたいと思います。

いじめとは、今始まった問題では無く、我々が子どもの頃からありました。現在は、学校でいろいるな教育をしていただき、多分、いじめは良くないという意識は子どもの中にきちんとあると思います。しかし、現実には止んでいない状況です。

そこには親の責任があると思います。親は子どもの一番のお手本です。たとえば、悪口を言う、

馬鹿にする、叩く、殴る、物を隠すなどは、大人であれば刑法犯罪にも当たるような行為です。日本には「いじめ」という言葉があるので、親自身も「いじめは昔からある」「仕方が無い」と、刑法犯罪にあたるようなことでもその言葉でオブラートに包んだように理解してしまい、子どもに対してしっかりとした教育ができていない状況があるかもしれません。そうした中では、いつまでたってもいじめはなくならないですから、国が2年前にいじめ問題に関する法律を作りました。いじめ防止対策推進法です。この法律は国、自治体、学校、親それぞれに対して、いじめをなくすための責務を示した罰則のない理念法です。この法律に基づきシンボル的な組織として整備されたのがこの協議会です。

なお、実際に重大な事案が発生したときには、専門家たちによるワーキンググループが召集され、 個別事案について対応していくことになります。この法律ができてからの2年間、愛知県内でこの ワーキンググループが召集された事態はないようです。また、今回の協議会は公開されていますが、 個別案件に関わるワーキンググループの場合は、公開するべきかどうかも考えなければなりません。 この協議会では質問、疑問も含めて、委員個人の意見をざっくばらんに交換することが一番いい のではないかと思います。

### 〇事務局

会議の公開、非公開についてご説明します。岩倉市の会議は基本的に公開という姿勢を示しています。いじめ問題専門委員会についても基本的に公開と考えておりますが、個別案件になった場合には秘密会とし、傍聴者には退出していただくというような進め方を考えております。

### 〇会長

協議会のあり方はご理解いただけましたでしょうか。

続いて議題(2)岩倉市におけるいじめ問題の取組について事務局より説明をお願いします。

#### 〇事務局

方針の1ページ目にもございますように、岩倉市では平成20年に岩倉市子ども条例を制定し、子どもには「自分らしく生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保障し、子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進してきました。

この条例の中で毎年、11月20日を岩倉市子どもの権利の日と定め、その日を含む1週間の「岩倉市子どもの権利を考える週間」では、市内の小中学校において子どもの権利に関する授業を実施したり、学級生活や道徳指導、特別活動を通じて人権について考えたりして、人権意識の向上を図る活動に取り組んでいます。

また、岩倉市では市内小中学校の全教職員で人権研究会を構成し、学校における人権教育の推進・ 充実を図っています。その活動の一環として、お手元にお配りしたリーフレットの「岩倉市子ども 人権合い言葉」は、平成27年度と28年度にわたって開催されました岩倉市子ども人権会議にお いて、子どもたち自身が活発に意見交換を行い採択されたものです。

このように学校においては、児童生徒を主体とした人権尊重の取組の充実に努めていることにあ わせて、いじめはどの学校でもどの児童生徒にも起こり得る問題であることを踏まえて「学校いじ め防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、適切な措置等について組織的に取り組 んでいます。

また、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者のカウンセリングを行ったり、子ども と親の相談員の全小中学校への配置によって、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりを 行ったりしています。

今後も岩倉市いじめ防止基本方針を基に学校や家庭、地域、関係機関とも連携を図り、いじめの防止等についての広報・啓発活動を始め、いじめへの対応等に取り組んでいきたいと思います。 岩倉市におけるいじめ問題の取組についての説明は以上となります。

## 〇会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何かご意見がございますか。

## 〇石田委員

岩倉市は子ども条例が制定されている全国でも数少ない自治体です。岩倉市子ども人権会議の取組等をはじめ、先駆的な動きをされていると思いますし、学校ではしっかりとした教育が行き届いてきていると思いますが、やはり全国的にはいじめが大きな問題となっています。

文部科学省は、全国の全児童生徒を対象にいじめに関するアンケートを行って、定期的な実態調査しています。過去には、いじめかどうかを判定した上で、該当するとしたものだけを選別して公表されていたこともあったようですが、現在はすべて公表するという指導が出ています。この調査結果によると、愛知県の認知件数はあまり高くありませんが、他県では、以前に比べて大変高い認知件数になるといった結果も出ているようです。統計学上の数字ですのであまり結果に左右される必要はないと思いますが、困っている子どもたちは確かにいます。

学校教育においては、子どもたちからは「いじめは良くありません」と非常に優等生的な答えが返ってきます。しかし、我々法務局が毎年11月に取り組んでいる人権SOSミニレターには、岩倉市の児童生徒からも相談が届きます。

いじめというのは大人のセクハラ、パワハラ等と一緒で、ある人は同じことをされても平気だが 別のある人ではそれがだめだと。受けとる人がどう考えるかで変わるものなので線引きが非常に難 しいです。子どもたちは学校で教育を受けていますので知識や感覚は正しく身についているのです が、実際の行動が伴っていません。

その上、今の子どもたちは許容範囲が非常に狭くなっているように思います。昔は、年代の離れた子どもたちと遊んだり、その中に上下関係があったりすることで、多少のことは我慢するといったことを自然に覚えていましたが、今の大半の子どもたちは交際範囲がとても狭い。

受け止めることができる範囲が非常に小さく、何かあるとすぐに嫌だと感じてしまうようなところがあります。そして、その嫌だと感じたことが、いじめ問題として報告されることになります。

子どもの許容範囲が狭い要因として、自分自身の利益中心になりがちな考えが多分にあるのではないかと思います。近頃は権利意識が高まり、昔は仕方がないと我慢できていたことも、権利意識、自分が中心、自分が良くないといけないという意識が高まり、そうしたことが昔に比べるといじめが増えたように感じる原因かもしれません。

岩倉市は、制度的な部分や根本的な教育については非常に先進的で、ぜひ今後も続けていくべき

です。その上で、今までに十分でなかった部分をこれからどうしていくかが大切だと思います。

私見ですが、子どもに対して大きな責任を持つ親をどう教育していくか、このような取組を岩倉 市で進めていくこともいいのではないかと思います。ただし、非常に難しい取組ですが。

今回のいじめ防止基本方針策定についても、多分ほとんど関心を示していない親が多いと思います。岩倉市の広報紙にも「いじめ基本方針をつくりました」と掲載されていましたが、これを見た親は子どものこととして捉えても、自分のこととしては捉えてないと思います。つまり、親の立場が大切だということをいかにして保護者本人に知らせるか、これが今から取り組むべき当面の課題なのではないかと思います。

## 〇鵜飼委員

私は10年前から人権擁護委員として、必ず全員の親が参加する乳児の4ヶ月検診の場で、子どもに対する接し方等についてのテーマで、毎年、話をしてまいりました。

また、幼稚園や保育園でも、どのような親の接し方が、いじめられる子、あるいはいじめる子になるかということについての講演もしています。参加者が幼稚園でも保育園でも志のある方に限られてしまうのが残念ですが、間もなく小学校に進学する時期ででもありますので、皆さん真剣に話しを聞いておられます。

私の講演に参加された保護者にずいぶん経ってから、アンケートをとらせていただいたことがあるのですが、講演で何が一番記憶にあったかとの問いに対して、「いじめられないようにするために聞いた話をずっと心がけていました」とありました。改めてこうした活動を地道に続けていきたいと思いました。

私は、小学校や中学校においても、人をばかにしたりとか、好き嫌いで人を選んだりせず、みんなで助け合い、支え合っていくこと、喜びをシェアし、悲しみもシェアできるような心の育成が大事だと思います。これからも自分自身、夢を持って、親に対する教育という場面で微力ながら協力させていただきたいと思います。

#### 〇会長

ありがとうございます。岩倉市は全国的にも非常に先進的な取組をしているということですが、 今後は親への教育という部分に取り組めないかというご意見をいただきました。

先ほどからの事務局の説明で聞きたい点などを踏まえ、議題(3)いじめ問題に関する意見交換 に入りたいと思います。何でも結構ですので、皆様からご意見をお願いします。

### 〇高橋委員

中学校でも当然いじめゼロを目指していますが、現状はいじめの芽につながるような危険を常に 感じています。教職員全員がいじめは必ず起こり得るものとして、その根底を忘れないようしてい ます。

市内の全小中学校では、いじめの早期発見を目的に毎学期、アンケートに基づく教育相談を行い、 現状把握に努めています。また、南部中学校では、いじめに特化したアンケートを実施して、でき るだけ早い段階でいじめをキャッチしようとの取組を行っています。そのようないろいろな工夫を 行うことで、ようやく大きな問題にならないというのが現状です。 保護者の方の意識、その啓発が重要であるというこれまでのご意見を伺い、学校としては大変心強いなと感じています。学校の取組、保護者への取組、市の活動、また、法務局をはじめとするいるいろな関係機関との連携によって、いじめ撲滅につながっていくのだろうと思いました。

#### 〇会長

PTAの代表の方からこれまでの感想等をよろしければお聞かせください。

### 〇成瀬委員

親を教育するのは難しい問題です。では、できることは何かと考えると、いじめ問題はその状況を我々親や先生が早く知って対応することが一番ではないかと思います。子どもとの会話の中から、「今日はこういう事があった」という話を聞いて、それを学校側に報告する。ネットワークというと大袈裟かも知れませんが、そのような仕組みをもう少し強化していくことにより、いじめの第一段階で終わるのか、第二段階まで進んでしまうのかといったことになるのではないかと思います。学校の先生と保護者とが共通の意識を持って対応することがいいのではないでしょうか。

# 〇石田委員

私にも子どもがいます。職務上の立場を離れ、もし自分の子どもの事になれば、恐らく違う発言になると思いますし、親とは皆そういうものだと思います。

いじめを受けたという相談の場合、親は子どもを被害者という立場でしか見ません。つまり、被害者の親です。被害者の親になると理性が飛んでしまい、感情的になってしまう場合が多く、今、成瀬委員が言われたように情報収集のうえ、学校と一緒に対応していこうというときも親の考え方によっては問題解決が難しくなることもあります。皆さん、第三者の子どもの話であった場合は非常によく理解していただけるのですが、自分の子どもの話になると理性的に考えられなくなってしまう。そのような場合は、もしかしたら親が入らないほうが問題解決には早いかもしれない、こうしたジレンマはいろいろなところに感じています。

#### 〇会長

警察の方のご意見もお伺いしたいと思います。

### 〇松井委員

警察としては、こうしたいじめ問題というのは積極的に介入するような問題ではないと思っています。警察が介入しなければならないような事態になったときは、学校との連携協定の元、情報をいただきながら対応していくのですが、どこで線を引くかが難しい。

いじめの結果、児童生徒が重症、あるいは亡くなった場合や、当事者の親が反社会的な人でとても学校の先生とはまともな話しができないなどという事案であれば、協力することができますが、いじめ問題そのものには警察は加入すべきではないと思っています。

#### 〇石田委員

職務として、警察と児童相談センターが、いじめ問題に介入できないことについては理解してい

ます。警察の強権力は、犯罪性があったときに初めて発揮することができますし、児童相談センターも虐待事案に対応する場合に限ります。

強権力を持たない我々が今後どのように取り組んでいくかを考えたいと思います。

### 〇会長

主任児童委員のお立場からはどうですか。

### 〇伊藤委員

私は、いじめを受けた側がいじめだと思えばそれはもういじめであると思います。

私自身がある母親から受けた相談です。ある子どもが他の子どもに対して「ばい菌」と言ったそうです。そして、自分の子どもはそのばい菌と言った子の仲間である。この場合、学校に連絡して相手方へ謝りに行った方がいいのだろうかという内容でした。

また、もう1件は、年下の子とドッジボールをして遊んでいた時にちょっとしたいじめをしたので、どうしたらいいのだろうと。実は、この相談は、いじめをしたという子どもの保護者だけではなく、その子どもの担任の先生からも受けました。担任の先生が私に聞くという実情に学校現場も本当に困っているのだろうと感じました。

私は、そのいじめをしたという子どもとその母親から事情を聞きました。母親には、「どうして理由も聞かずに子どもが怖がるまで怒ったのですか。」と聞いてみました。すると母親は、「いじめた子どもの親からクレームがくるのが嫌だったから、その前に叱ってしまった。」とおっしゃっていました。

こうした相談を受ける中、いじめ問題とは、当事者それぞれの意見を聞くとその時の状況が全然 把握できなかったり、本人達にしか分からない事情があったり、また、思い違いもあったりするの で判断が非常に難しいように感じました。そういう社会で今の子どもたちが生きているということ、 生きにくいのではないかなと思いました。

### 〇会長

いじめについては、ケースバイケースですし、その都度、考えていかないといけませんが、今のお話のように互いの話が食い違ったりすると学校も保護者も本当に困ることになります。いじめ問題は複雑に入り組んでいて、なかなか深いところが見えてこないところがあり、簡単にはいかないなと感じています。

学校ではとにかく事実をしっかりと掴む、情報をきちんと収集するという点から始めるようにしています。

市の立場の方からは何かございますか。

#### 〇丹羽委員

福祉課では、生活困窮、生活保護、障害者の関係、児童虐待、DV等、幅広い業務を行っています。生活困窮の相談や児童虐待の事案の場合は当事者と面談を行うのですが、自分も親から虐待を受けていた等の話を聞きくとやはり、親に対する教育がとても大事なことだと思っています。

# 〇若園委員

自分の小さい頃は、近所の人からも学校の先生からも何か悪いことすると叱られていた時代でした。「悪いことは悪い」とはっきりと言ってくれる大人が沢山いたように思います。

そうした大人が少なくなった今、子ども達は自分の行為が悪いことかどうかを判断しづらい環境 にいると思います。

自分にはいじめている意識はなく、ただ楽しんでいるだけ。しかし、受け取る側にはいじめだと 思う子もいますし思わない子もいます。

話す相手の顔を見ていれば、相手がどう受け止めているかが分かるから、話しをする時には相手 を観察し、アンテナを立てながら考えて話すことが大事だということを、自分たち大人が子どもた ちに教えていくことが大事だと思います。

冒頭の石田委員の意見にもありましたが、自分自身もこのいじめ防止基本方針が策定されたとき、自分のこととしては受け止めていませんでした。ですから、学校での懇談会やPTA活動等で発信することにより、他人ごとではないと初めて気づく保護者もかなりいるのではないかと思います。最初のうちは参加者が少なくてもいいと思いますので、ぜひ今後、子どもたちだけではなく、自分たち親にも教えていただける機会があればいいと思います。

# 〇会長

非常に前向きなお話をいただき、学校としても有難いです。

学校長として私は、学校とは地域の発信地であるという意識を常に持っています。

親を教育するとか、指導する、そうした考え方ではなく、学校が今取り組んでいること、いじめに関する内容等をホームページやその他いろいろな機会を見つけて啓発していくことが大事だと思っています。そうした活動から保護者や地域の方に理解をいただくことを大切にしています。

もちろん実際には、トラブルが起きる場合もあります。そうした場合には市や警察の方等、いろいろな方々にご協力をいただくといことになりますが、やはり、防止することが一番大事だと思います。そして、この協議会はそういったことを推進するためにあるのだと思っています。

たくさんの意見がありましたが、これで本日の議事としては終了しました。

次の「その他」については、事務局に進行を戻しますので、よろしくお願いします。

### 〇事務局

皆様、いろいろなお立場からの様々なご意見ありがとうございました。今後もこうした連携を図ることで防止策等進めていきたいと思います。

以上で、本日の会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご協議いただき、ありがとう ございました。

午後3時 閉会